

令和7年度 豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金 募 集 要 領

1. 趣旨

本事業は、観光誘客や交流機会の創出等、観光まちづくりに資する活動を自ら企画・実行しようとする団体等の創意工夫に溢れた企画を公募し、特に豊前市の観光まちづくり推進に寄与すると判断される企画に対して補助金を交付することにより、市内活動団体の支援育成と豊前市が一体となった観光まちづくりの推進を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

対象者は、交付申請時に次に掲げる要件を満たしている団体等となります。なお、一度交付を受けた団体等又はその団体等と実質的に同一であると判断できる団体等は、次年度以降は補助の対象とはなりません。

- (1) 豊前市内に活動拠点を有すること。
- (2) 代表者、活動体制、経理体制が明確であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (4) 豊前市暴力団排除条例（平成22年条例第15号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が団体の構成員になっていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。

3. 補助対象事業

地域住民の自助努力を基本とし、豊前市の観光まちづくり推進に高い効果が期待できる新規事業を対象とします。また、応募時点で事業の内容を具体的かつ詳細に提示でき、確実に実施できることが要件です。

ただし、交付は事業内容に関わらず1団体につき1回限りとするほか、営利活動や宗教活動、政治活動を目的とする事業は対象となりません。

詳しくは、「豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱」をご参照下さい。

4. 補助対象期間

補助対象事業の実施期間は、交付決定後から令和8年3月31日までとします。なお、申請の際に「交付決定前着手届（様式第1号の2）」を提出することで、交付決定前の事業着手も可能となりますが、必ず補助対象事業に選定されることを保証するものではありませんので、ご注意下さい。

5. 補助金額

補助金額の上限は10万円で、その範囲内で所要額を交付します。なお、補助率は10分の10（100%）ですが、事前相談の上で、減額補助とすることもあります。また、同事業にその他の補助金や寄附金、売上金等の収入がある場合は、当該収入を控除した額が補助の対象となります。

6. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業実施に直接関わる経費で、次に掲げるものとします。
ただし、領収書等による確認ができない経費や、実施主体の運営に係る人件費や経費は対象外となります。

- (1) 人件費（当該事業に直接関わる分で、用務、勤務時間等が明確なもの。）
- (2) 報償費（講師や専門家への謝礼など。実施主体の構成員に対するものは除く。）
- (3) 旅費・燃料費（当該事業に直接関わる分で、行き先、目的等が明確なもの。）
- (4) 広告費・印刷製本費
- (5) 消耗品費及び原材料費（当該事業に直接関わる分で、用途が明確なもの。）
- (6) 通信運搬費
- (7) 賃料・使用料（当該事業に直接関わる会場や車両など。）
- (8) 保険料（火災、地震その他の災害の家屋に係るものを除く。）
- (9) その他、市が必要と認める費用

7. 補助対象事業の選定

補助の対象となる事業の選定は、申請の内容を踏まえ、次に掲げる基準に基づき行います。

- (1) 観光まちづくり推進において高い効果が見込まれること。
- (2) 先進的、独創的な発想や手法を活用した事業であること。
- (3) 事業の成果が限定的でなく、幅広い層に及ぶものであること。
- (4) 一回限りではなく、今後も継続性が見込める事業であること。
- (5) 地域住民等が主体となった実施体制となっていること。
- (6) スケジュールや収支予算等、実現可能な計画となっていること。

8. 補助金申請のための提出書類

補助金の申請を行うには、次に掲げる申請書類を指定様式にて作成し、令和7年7月31日（木）午後5時までに、豊前市役所商工観光課に持参もしくは郵送にて提出して下さい。なお、申請書類の様式は豊前市ホームページでダウンロードできます。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 交付決定前着手届（様式第1号の2）
※交付決定より前に補助事業に着手するときのみ必要です。
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）

9. 選定結果および補助金交付の適否通知

申請者に対し、9月下旬までに書面により通知します。

10. 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた対象者は、当該補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書その他の書類を提出して頂きます。

1 1. 補助金の交付

原則として事業完了後に補助金額が確定してからの支払いとなりますが、希望により概算払いでの交付も可能です。ただし、事業実績等に応じて減額交付となることもありますので、その際は一部返還等の手続きが必要となります。

1 2. その他

本事業に関する詳細な規定については、「豊前市観光まちづくり企画提案事業補助金交付要綱」に定めていますので、補助金の交付申請にあたっては、交付要綱を必ず参照して下さい。

1 3. お問い合わせ

本事業に関してご不明な点等がありましたら、下記までご連絡下さい。

〒828-8501

豊前市大字吉木955

豊前市 商工観光課 観光物産係

TEL : 0979-82-8085

FAX : 0979-82-9165

E-mail : kankou@city.buzen.lg.jp